COVID-19 ガイドシート（フェーズ 1、フェーズ 1 修正版、およびビジネスオーナー向けのフェーズ 2）

このドキュメントには、Washington’s Safe Start イニシアチブの下で再開を許可されているビジネスのリストが記載されています。健康安全実践に関連する一般的な要件が以下に記載されています。

既に必須であると認められている、または事業が認可されている企業は、大抵このドキュメントから除外されています。必須ビジネスリストはここをご覧ください。

郡ごとのフェーズ状態はここをご覧ください。Proclamation 20-25.4, に準じて、特定の業界はフェーズ 1 修正版状態で早い段階でオープンすることが出来ます。中にはフェーズ 2 に直接前進した郡もあります。したがって、このドキュメントでは、フェーズ 1 修正版とフェーズ 2 のルールが同じである場合でも、フェーズ 1、フェーズ 1 修正版、およびフェーズ 2 に関する情報を提供します。

フェーズ別の産業

建築業

建設業には、商業用建造物、住宅用建物、および恒久的な造園が含まれます。建築には、構造の修理、改造、改修も含まれます

認可済み建築には、必須ビジネス用建設、公共事業、および公的資金による低所得者向け住宅、廃棄を防止する建設、損傷の修復、または危険状態改善を含みます。

新認可建築には、大抵の住宅建設と全ての非必須の商業建設が含まれます。

フェーズ 1 –以前に承認されていなかった既存の建設プロジェクトを再開できます。「既存」と認められるためには、プロジェクトは既に認可を受けているか、契約中である必要があります。

フェーズ 1 修正版およびフェーズ 2 –すべての建築を再開できます。

プロフェッショナルサービス

プロフェッショナルサービスには、会計士、弁護士、建築家、エンジニア、財務アドバイザー、情報技術者、保険代理店、税務申告代理者、および通常オフィスをベースにクライアントにサービスを提供する職業が含まれます。

フェーズ 2 –以前に許可されていない、または必須と見なされていなかったすべてのプロフェッショナルサービスは再開を許可されます。

アットホーム/家庭内サービス

アットホーム/家庭内サービスには、乳母、家政婦、コック、シェフ、世帯管理者などの住宅環境でサービスを提供する個人が含まれます。造園と屋外のメンテナンス規制の対象となる庭師や在宅医療従事者は含まれません。

フェーズ２ – アットホーム/家庭内サービスは再開出来ます。

パーソナルサービス

パーソナルサービスには、美容師、ヘアスタイリスト、理髪店、エステティシャン、マスターエステティシャン、ネイリスト、ネイルサロンワーカー、エレクトロジスト、パーマネントメイクアップアーティスト、タトゥーアーティストが含まれます。

フェーズ 1 修正版 –パーソナルサービスは、建物の許容率 25％で再開できます。

フェーズ 2–パーソナルサービスは、建物の許容率 50％で再開できます。

屋外造園とメンテナンス

屋外の造園とメンテナンスには、ガーデニング、芝生と木の手入れ、窓やパワー洗浄、屋根の清掃、屋外での駆除、およびその他すべての実質的に同様の活動が含まれます。

フェーズ 1 –すべての造園と屋外のメンテナンスを再開できます

レストラン

レストランには、一般的なダインインレストラン、ファーストフードオペレーション、不動よび移動式フードトラック、およびホテルのキッチンや職場の食堂のように調理済み食事を提供するオペレーション。ただし、これ以外の類似したオペレーションも含む。カフェ、ジュースバー、およびノンアルコール飲料を専門とするその他のビジネス。 醸造所、パブ、およびアルコールを開放容器で提供する企業。

フェーズ 1 –持ち帰りと配達のみが許可されます。

フェーズ 1 修正版 –屋外ダイニングはパティオ収容人員の 50％で再開できますテーブルでは五人のゲスト若しくはそれ以下。バーでの着席は禁止

フェーズ 2 –屋内ダイニングは、建物の許容人員 50％で再開できます。屋外ダイニングはパティオの許容 50％のままです。テーブルでは五人のゲスト若しくはそれ以下。バーでの着席は禁止

フェーズ 3 –屋内および屋外での食事は、許容人員 75%まで増加することは可能です。テーブルは客 10 人かそれ以下バーの席は席数の 25%

小売店

小売店には、食料品店、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどの重要な業務が含まれます。 特定の酒屋、大麻、タバコ店; ホームセンター、オフィス用品店、自動車用品店、ペット用品店、ガーデン店、家電量販店。

小売店には、必須とみなされない「ビッグボックス」ストア、デパート、スポーツ用品店、ブティックストア、および一般公衆と物品が交換される物理的な場所を含みます。

フェーズ 1 –必須とみなされない小売店は、カーブサイドピックアップとネット販売を再開できます。必須小売店は、建物の許容人員の 30%で店舗内サービスを継続できます。

フェーズ 1 修正版 –必須とみなされない小売店は、建物の許容人員の 15%で店内サービスを再開できます。必須小売店は、建物許容人員の 30%で継続できます。

フェーズ 2 –すべての小売店は、建物許容人員の 30%で継続できます。

製造業

製造業には、製品が製造または組み立てられるすべてのオペレーションが含まれます。

フェーズ 2 –必須でない製造を再開できます。

車両および船舶の販売

車両および船舶の販売には、自動車、トラック、バン、およびオートバイの販売が含まれます。 ORV、ATV、UTV、および WATV。 ヨット、ポンツーン、帆船、モーター付き船舶。 その他のすべての電動車両も含まれます。

フェーズ 1 –車両および船舶の販売を再開できます。

その他の業界

洗車 –洗車はフェーズ 1 で再開できます。

行政サービス –行政サービスは不可欠である場合、すべてのフェーズでオープン出来ますが、不可欠でない場合はフェーズ 3 で再開できます。

ペットのグルーミング –フェーズ 1 修正版では、ペットのグルーミングは建物の許容 25％で再開できます。 フェーズ 2 では、建物の許容 50％まで広げることが出来ます。

ペットウォーキング –ペットウォーキングはフェーズ 1 で再開できます。

不動産管理と不動産販売 –不動産管理と不動産販売は不可欠であり、すべてのフェーズでオペレートすることが可能です。

レクリエーション活動 –レクリエーション活動には、フェーズ 1 で許可される特定の活動と、後のフェーズまで待機する必要があるその他の活動が含まれます。

図書館、美術館博物館、劇場 –フェーズ 3; 図書館はフェーズ 2 でカーブサイドのピックアップを再開できます。

一般的な健康と安全の要件

多くの産業には企業特有の安全要件があります。要件の詳細については、州知事の Web サイトを参照してください。また、追加の健康ガイダンスについては、Washington Department of Health の Web サイトを参照してください。

続く原則は、この資料に記載されている多くの業界に共通しています。

1. すべての企業は、州および連邦の法律およびさまざまな職場の危険に関する安全衛生規則に従って、安全で健康的な施設を維持する一般的な義務を負っています。

2. 雇主は、事業活動が労働者を保護するための主要な L&I COVID-19 要件に準拠していることを確認する必要があります。具体的には：

   a) 従業員が最も理解しやすい言葉でコロナウイルスについて説明し、伝染を防ぐ方法と雇用者の COVID-19 ポリシーを教育します。

   b) 常にすべての従業員（および顧客）間で 6 フィート以上の間隔を確保してください。特定の作業に於いて厳密に物理的距離をとることができない場合は、バリアを立てたり、狭い場所または閉鎖されたスペースではスタッフまたは顧客の少人数化を計ったり、時差休暇や時差シフトの開始などの他の防止策を取る事が必要です。

   c) 仕事内容に応じて手袋、ゴーグル、フェイスシールド、フェイスマスクなどの個人用保護具（PPE）を（無料で）従業員に提供し着用を義務付けします。これはアットホームや家庭内サービスには適応されません。

Department of Labor & Industries の安全健康規制と手引きにより高度なレベルのプロテクションが要請される場合を除き、雇主は従業員に布製のマスクを提供する義務があります。以下の場合は例外です。従業員がオフィス、車両、又は仕事場で他人と接触なく仕事が出来る場合、聴覚障害者又は難聴者、顔の表現や口の動きがコミュニケーションの一部でそのような手がかりを必要としている人とのコミュニケーションをしている場合、健康疾患や障害があるためマスク着用が不適正な場合。

詳細については、コロナウイルスの顔面カバーとマスク要件を参照してください。布製マスクについては、Department of Health guidance https://www.doh.wa.gov/Portals/1/Documents/1600/coronavirus/ClothFacemasks.pdf で説明されています。

d) 頻繁に手洗いを実行し、適格に備品を備える事を実行してください。安全で適切な場所で使い捨て手袋を使用し、共有する工具や他の物品から感染を防いで下さい。

e) 接触が起こりやすい表面に重点を置き、掃除と消毒を含む頻度の高いハウスキーピングスケジュールを確立して下さい。

f) シフトの開始時に COVID-19 の兆候/症状がないか従業員のチェックして下さい。病気なら自宅に留まり、兆候が出た場合は直ぐに帰宅させて下さい。COVID-19 の感染が確認された従業員、又はその疑いがある従業員の作業場は、従業員が接触した表面等、エリアや器具が洗浄され消毒されるまで区分けし入場禁止とする。CDC が定めた Deep Cleaning (徹底洗浄)及び消毒のガイドライン参照して下さい。

g) 直ぐにサインに気づくよう入口にサインを掲示し、、客は布製のマスク着用を強くすすめられていることを理解してもらうようにする。雇主は、従業員を保護するために、顧客に布製マスクの着用を奨励して下さい。

3. CORVID-19 に起因する危険状態にを含む、安全でない仕事を拒否する社員が出る可能性があります。法律により、雇主は、仕事の拒否が特定の要件を満たしている場合、合法的に安全保護活動を行使した社員に対して不利な行動をとることはできません。

COVID-19 にさらされるリスクがあるために安全に仕事ができないと考えて職場を辞めることを選択した従業員は、特定の休業または失業給付を利用できる場合があります。

雇主は、Proclamation 20-46 の対象となる高リスクの個人に、代替の雇用形態をオファー出来ない場合、会社負担の有給休暇または失業給付へのアクセスの選択肢を提供する必要があります。